

## 診療情報管理業務に従事する会計年度任用職員の職種変更基準に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、函館市病院局職員の給与に関する規程（平成18年病院局規程第17号。以下「給与規程」という。）第39条および函館市病院局職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規程（平成18年病院局規程第35号。以下「初任給規程」という。）第37条ならびに函館市病院局会計年度任用職員に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に基づき，函館市病院局に任用される会計年度任用職員の職種の変更に関する基準について，必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は，給与規程，初任給規程および取扱要綱において使用する用語の例による。

### (適用の範囲)

第3条 医務作業職給料表の適用を受ける者のうち，医務作業職Ⅰ－(1)から医務作業職Ⅰ－(3)の適用を受ける函館病院医局救命救急センターおよび函館病院事務局医事課における診療情報管理業務に従事する会計年度任用職員とする。

### (職種の変更)

第4条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合については，管理者はその職種を変更することができる。

- (1) 医務作業職Ⅰ－(1)の適用を受ける者が，取扱要綱別表(1)に基づく医務作業職Ⅰ－(2)の業務に従事することができると所属長が認めた者
  - (2) 医務作業職Ⅰ－(2)の適用を受ける者が，取扱要綱別表(1)に基づく医務作業職Ⅰ－(3)の業務に従事することができると所属長が認めた者
- 2 前項の決定にあたっては，その者の職種を変更しようとする以前に実施された人事評価の結果を決定の基準とする。

3 会計年度任用職員の職種を変更する場合は、所属長が管理部長に内申する。

(号給の変更)

第5条 前条により職種を変更された会計年度任用職員の級および号給は、初任給規程別表第1(7)に規定される当該職種における職務の級および基準号給とする。

(変更の基準日)

第6条 変更の基準日は4月1日とする。

(任用の継続)

第7条 第4条により職種が変更された場合であっても、その者の任用されている期間は継続されているとみなす。

(この要綱により難しい場合の措置)

第8条 特別の事情によりこの要綱によることができない場合には、管理者は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。